

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">千葉県使用済自動車の適正処理に関する指導要綱</p> <p style="text-align: right;">平成16年6月9日制定 平成19年4月1日改正 令和元年5月1日改正 令和元年7月1日改正 令和3年4月1日改正 <u>令和5年4月1日改正</u></p> <p>(略)</p> <p>(現地調査)</p> <p>第6条 千葉県環境生活部 <u>ヤード・残土対策課長</u> (以下「<u>ヤード・残土対策課長</u>」という。) は、事業者から第4条第1項の事業概要書の提出を受けた後、必要に応じ、現地調査を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(協議会の審査)</p> <p>第8条 <u>ヤード・残土対策課長</u> は、事業概要書を協議会の審査に付するものとする。</p> <p>2 協議会長は、事業概要書の審査のため必要と認める場合には、事業者に対し説明を求めることができる。</p> <p>3 <u>ヤード・残土対策課長</u> は、第1項の規定により協議会の審査に付する際に事業概要書と併せて第5条第1項の規定に基づく関係市町村長の意見を協議会に提出するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(提出書類の部数)</p> <p>第18条 第4条第1項、同条第2項及び第12条第1項に係る書類の提出部数は、<u>ヤード・残土対策課長</u> の指示する部数とする。</p> <p>2 第11条第1項に係る書類の提出部数は、1部とする。</p> <p>(略)</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この要綱は、平成16年7月1日から施行する。 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 <u>この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">千葉県使用済自動車の適正処理に関する指導要綱</p> <p style="text-align: right;">平成16年6月9日制定 平成19年4月1日改正 令和元年5月1日改正 令和元年7月1日改正 令和3年4月1日改正</p> <p>(略)</p> <p>(現地調査)</p> <p>第6条 千葉県環境生活部 <u>廃棄物指導課長</u> (以下「<u>廃棄物指導課長</u>」という。) は、事業者から第4条第1項の事業概要書の提出を受けた後、必要に応じ、現地調査を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(協議会の審査)</p> <p>第8条 <u>廃棄物指導課長</u> は、事業概要書を協議会の審査に付するものとする。</p> <p>2 協議会長は、事業概要書の審査のため必要と認める場合には、事業者に対し説明を求めることができる。</p> <p>3 <u>廃棄物指導課長</u> は、第1項の規定により協議会の審査に付する際に事業概要書と併せて第5条第1項の規定に基づく関係市町村長の意見を協議会に提出するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(提出書類の部数)</p> <p>第18条 第4条第1項、同条第2項及び第12条第1項に係る書類の提出部数は、<u>廃棄物指導課長</u> の指示する部数とする。</p> <p>2 第11条第1項に係る書類の提出部数は、1部とする。</p> <p>(略)</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この要綱は、平成16年7月1日から施行する。 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p>

